平成２９年（フ）第５６９０号
東京都目黒区目黒本町３丁目３―12　第８菊地ビル301
債務者　中塚　龍也
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６９１号
東京都町田市南成瀬７丁目６―13
債務者　望月　勝彦
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６９８号
東京都荒川区荒川２丁目58―12
債務者　石垣　伸浩
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７０３号
東京都足立区鹿浜５丁目24―６―106
債務者　佐久間　藍（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７０７号
東京都江戸川区北葛西２丁目18―７―104
サニーコート北葛西Ｂ
債務者　小林　育子
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７０８号
東京都調布市深大寺東町３丁目７―19―203
債務者　中村美帆子
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７０９号
東京都千代田区岩本町２丁目１―７―1102
債務者　太田　幸希
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７１０号
東京都豊島区南長崎３丁目９―１―202
債務者　田邊　恵子
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７１５号
東京都西東京市芝久保町２丁目13―３―101
債務者　仲川すみ江
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７２１号
東京都渋谷区初台２丁目17―９―201
債務者　木村　隆司
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７２３号
東京都杉並区今川１丁目18―19―201
債務者　加賀原　光
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７２８号
東京都練馬区錦１丁目38―１―203
債務者　高橋　朝雪
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７２９号
東京都練馬区錦１丁目38―１―203
債務者　高橋　由美
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７３２号
東京都荒川区町屋４丁目20―９　シャトー相馬Ⅱ301
債務者　中野太一郎
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７３５号
東京都江戸川区南葛西３丁目24―２―102
債務者　玉城みゆき
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部